

2026年度大学入試センター・アドミッションリーダー研修
入学者選抜における合理的配慮—より良い受付対応に向けて—

入試の合理的配慮申請における 根拠資料の扱いについて

高橋知音（信州大学）

目 的

合理的配慮の申請に関して相談があったら、
どのような根拠を準備すれば良いか、説明
できるようになる

概要

- 合理的配慮とは？
 - 合理的配慮の本質的な意味について説明します
- 合理的配慮と根拠資料
 - 合理的配慮が認められるための根拠として、どのような情報が必要かについて説明します

合理的配慮とは？

「合理的配慮」は法律で定められた用語です。

障害のある人から求められれば、提供は義務です。

障害者差別解消法

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

差別的取り扱いの禁止

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

合理的配慮の提供義務

合理的配慮の対象は法律上の
「障害者」です。

障害者の定義（障害者基本法）

- **障害者**：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- **社会的障壁**：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

「障害者」の定義（障害者基本法）

機能障害



社会的障壁



身体や脳が、「多くの人」と同じようにうまく働かない状態になっている。
本人の努力や治療で短期間にその状態が変わらない。

機能障害のある人が社会生活を営む上で「多くの人」向けに作られた事物、制度、慣行、観念などが、「障壁」となっている状態。

継続的に日常生活又は社会生活に
相当な制限を受ける状態にあるもの

社会的障壁の例

- 運動機能の障害があって、車イスを使用している人

下肢の運動機能の障害のある人が電車に乗れないという「制限」は、電車に乗る際に隙間があるという「障壁」によって生じている

機能障害：
下肢の運動機能の
障害

社会的障壁：
電車とホームの隙間



障害の社会モデル

障害の医学モデル

「制限」は、運動機能の障害によって生じている

「障害者」の定義（障害者基本法）

機能障害

+

社会的障壁

取り除くこと

↓ ↓

合理的配慮

継続的に日常生活又は社会生活に
相当な制限を受ける状態にあるもの

合理的配慮の例

電車に乗車する際、車イスを使っている方のために、移動式のスロープを設置して乗車を補助する

機能障害：
下肢の運動機能の
障害

社会的障壁：
電車とホームの隙間



合理的配慮について考える際に必要な 「問い」

機能障害がある人にとって、社会的障壁となっているものはなんですか？

合理的配慮の例

読み書きに時間がかかる受験生のために、
別室を設け、試験時間を延長する

社会生活の制限：
試験で能力を発揮
できず、入学が許可
されない

機能障害：
文字を素早く認識
できない

社会的障壁：
限られた時間内に文字の
読み書きをさせて能力評価



慣例的なやり方

- 合理的配慮は「結果の保障」ではなく機能障害がない人と「同様の条件」で評価することの保障
- 「同様の条件」は「同じ条件」ではない
- 障害があることで不利になっていませんか？
- 本来の能力が評価できていますか？

同じタイムでゴール
することを保証する
ものではない



1
2
3
4
5

1
2
3
4
5

「同じ所からスタート」
ではなく、同じ条件で
競争できるように、調整

合理的配慮と根拠資料

なぜ根拠資料が必要か

- 合理的配慮の対象であること
（機能障害があること）を示す
- 求める合理的配慮が適切かどうかの判断をする材料

合理的配慮の根拠資料に求められる要素

1. 機能障害の根拠
2. 機能障害の受験への影響
3. (これまで受けた支援や合理的配慮とその結果)
4. 求める合理的配慮と機能障害・制限との整合性

機能障害の根拠：障害者手帳

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象となる機能障害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内臓の機能障害など	知的障害	精神疾患、てんかん、発達障害、高次脳機能障害を含む器質性精神障害など
有効期限	原則として有効期限はないが、状態の変化が予想される場合は有効期限が記載されることがある	再判定による更新が必要。年齢により、再判定までの期間が異なる	2年

手帳によって示された機能障害が、受験上の制限、求める合理的配慮、と結びついたものであるかどうか検討が必要



機能障害の根拠：診断書

- 診断名があるだけで、具体的な機能障害の状態がわからない場合は根拠資料として不十分
- 医師が合理的配慮提供の可否を決めるわけではない
 - 診断書に書いてある通りに合理的配慮を実施するとは限らない

障害者手帳、診断書に関する留意点

- 障害者手帳があるかないか、診断書があるかないか、ということではなく、「合理的配慮の判断に必要な情報があるかどうか」ということが重要

機能障害の根拠：心理検査の結果

能力（行動）評価型検査

受検者の能力や行動を客観的に測定
訓練された専門家が、行動観察や
聴き取りをもとに評価するものも含む

受検者が意図的に低い成績を出すこと
は可能
(成績妥当性)

海外では成績妥当性検査の併用が
推奨

自己（他者）報告型検査

受検者の主観的な自己評価
対象者をよく知る関係者が評価

対象者は自身の状態をモニタリング
できる能力が必要

意図的、無意識的に症状を誇張
することがある
(症状妥当性)

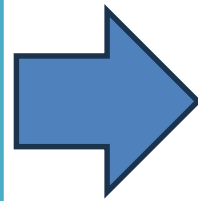
単独では合理的配慮の根拠として
不十分

合理的配慮の根拠資料に求められる要素

1. 機能障害の根拠

- － 例) 文字を書くのが遅く、手書きの論述試験では時間が足りない。
- － 「発達性協調運動症」の診断
- － 書字が遅いことを示す検査結果

「自閉スペクトラム症」の診断では、「書くのが遅い」の根拠にならない



「書字の遅さ」を示す検査結果が必要



機能障害を検査の結果として表せない場合

- 医師等の専門家が詳細に状況を聴き取り、機能障害が受験に及ぼす影響について記述
- 異なる条件下での様子を比較し、環境調整がパフォーマンスを向上させることを示す

例) 人が多い環境と、個室の環境で問題を解き、成績を比較する

合理的配慮の根拠資料に求められる要素

2. 機能障害の受験への影響

- － 例：協調運動の機能障害（不器用さ）によって、文字を手書きすることに時間がかかり、論述試験では時間が足りなくなる。

3. これまで受けた支援や合理的配慮とその結果

- － 例：論述試験では、パソコンを使ってタイピングで文字入力して解答していた。

【C5】

状況報告書（ 発達障害関係 ）

氏 名			昭 和 平 成	年	月	日
住 所						
在 期	学 間	昭和 平成 令和	年	月から	昭和 平成 令和	年 月まで
記入について		○ 以下の受験上の配慮事項のうち必要とするものを○で囲み、それぞれについて、必要とする理由を詳しく記入してください。「【A】受験上の配慮申請書」で希望した配慮事項については、必ず理由を記入してください。 ○ 高等学校等で行った配慮については、裏面に記入してください。 ○ 高等学校等に在籍していない場合は、保護者等が高等学校等以外の教育機関等における状況等及び専門家等による所見を可能な範囲で記入してください。 ○ 以下の受験上の配慮事項を希望する場合でも、他の状況報告書（「【C1】試験時間延長（1.3倍）」、「【C2】別室の設定」及び「【C2】リスニング免除」）を提出する必要はありません。				
		必要とする理由				
配 慮 事 項	試 験 時 間 の 延 長 (1.3 倍)	※ 試験時間の延長が許可された場合、別室となりますが、延長が許可されなかった場合でも、別室を必要とする場合は、下記の「別室の設定」欄に必要とする理由を記入してください。				

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r8/r8_hairyo.html

配慮を必要とする理由
(高校校等が記載)

い」を○で囲んでください。】

約な内容を、下の記入欄に必ず記入してください。

2 定期試験等の実施・評価等における配慮

(1) している ※「している」を選択した場合は、その具体的な内容を、下の記入欄に必ず記入してください。

(2) していない

3 個別の指導計画の作成

(1) している ※「している」を選択した場合は、その具体的な内容を、下の記入欄に必ず記入してください。

(2) していない

個々の児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行うために
学校で作成されるもので、一人ひとりの指導目標、指導内
容及び指導方法を示す

4 個別の教育支援計画の作成

(1) している ※「している」を選択した場合は、その具体的な内容を、下の記入欄に必ず記入してください。

(2) していない

教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力をはかり、
障害のある児童・生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を
整えるための情報共有ツールとして作成される計画

【C5】

状況報告書（発達障害関係）

配慮を必要

氏 名		昭 平	和 成	年	月	日生
住 所						
在 学	昭和 平成	年	月	昭和 平成 令和	年	月まで

を○で囲み、それぞれについて、必要とする理由
申請書」で希望した配慮事項については、必ず理

入してください。

記入について

○ 高等学校等に在籍していない場合は、保護者等が高等学校等以外の教育機関等における状況等及び専門家等による所見を可能な範囲で記入してください。

○ 以下の受験上の配慮事項を希望する場合でも、他の状況報告書（「【C1】試験時間延長（1.3倍）」、「【C4】別室の設定」及び「【C2】リスニング免除」）を提出する必要はありません。

必要とする理由

※ 試験時間の延長が許可された場合、別室となりますが、延長が許可されなかった場合でも、別室を必要とする場合は、下記の「別室の設定」欄に必要とする理由を記入してください。

配
慮
事
項試 験 時 間
の 延 長
(1.3 倍)等 由
が 記 載)

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r8/r8_hairyo.html

合理的配慮の根拠資料に求められる要素

4. 求める合理的配慮と機能障害・制限との整合性

- － 例：協調運動の機能障害によって文字の手書きに時間がかかることから、論述試験ではパソコンを使ったタイピングによる受験が必要である。

妥当な合理的配慮

機能障害・制限

論理的整合性

配慮の内容

協調運動の遅さ・
書字の遅さ

試験時間の延長

状況報告書（発達障害関係）

配慮を必要とする理由が理由になっているか？

昭平 和成

年

月

日生

在期

学
間

昭和
平成
令和

年

月から

昭和
平成
令和

年

月まで

記入について

- 以下の受験上の配慮事項のうち必要とするものを○で囲み、それぞれについて、必要とする理由を詳しく記入してください。「【A】受験上の配慮申請書」で希望した配慮事項については、必ず理由を記入してください。
- 高等学校等で行った配慮については、裏面に記入してください。
- 高等学校等に在籍していない場合は、保護者等が高等学校等以外の教育機関等における状況等及び専門家等による所見を可能な範囲で記入してください。
- 以下の受験上の配慮事項を希望する場合でも、他の状況報告書（「【C1】試験時間延長（1.3倍）」、「【C4】別室の設定」及び「【C2】リスニング免除」）を提出する必要はありません。

○ 高等学校等で行った配慮については、裏面に記入してください。

○ 高等学校等に在籍していない場合は、保護者等が高等学校等以外の教育機関等における状況等及び専門家等による所見を可能な範囲で記入してください。

○ 以下の受験上の配慮事項を希望する場合でも、他の状況報告書（「【C1】試験時間延長（1.3倍）」、「【C4】別室の設定」及び「【C2】リスニング免除」）を提出する必要はありません。

必要とする理由

※ 試験時間の延長が許可された場合、別室となりますが、延長が許可されなかった場合でも、別室を必要とする場合は、下記の「別室の設定」欄に必要とする理由を記入してください。

配
慮
事
項

試験時間の延長
(1.3倍)

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r8/r8_hairyo.html

配慮を必要とする理由
(高校校等が記載)

合理的配慮の内容と根拠資料のレベル

負担が小
公平性の問題が小

負担が大
公平性の問題が大

座席位置
配慮

拡大試験
用紙

ルビ
振り

機械による
読み上げ

人による
読み上げ

耳栓・イヤーマフ使用

別室受験

時間延長

タイピングによる解答

代筆

負担大きめの配慮 判断のポイント:別室受験

- 別室受験が必要となる機能障害とその根拠は？
- 「別室」か「個室」か
- 実施が難しい場合、代替の方法について相談

負担大きめの配慮 判断のポイント:別室受験

- 別室受験が必要となる機能障害とその根拠は？
- 「別室」か「個室」か

他の受験者に影響が出るもの

トウレット症（音声チック）

何らかの理由で体が動いてしまう

一定時間ごとに体を動かす必要がある

負担大きめの配慮 判断のポイント:別室受験

- 別室受験が必要となる機能障害とその根拠は？
- 「別室」か「個室」か

人が大勢いる場面で強い緊張

気が散りやすい

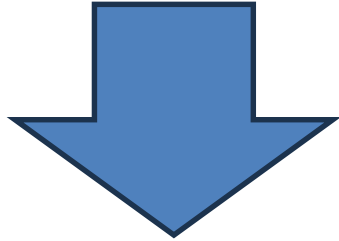
負担大きめの配慮 判断のポイント:別室受験

- 実施が難しい場合、代替の方法について相談

教室の座席位置配慮(後ろや前の端の席)

ノイズキャンセリング機器の使用許可

→ 希望を確認(本人の意向に反した配慮の仕方は×)



- 個室を希望している場合に、少人数の別室を提案
- 個室は保証しないが、結果として個室となる可能性はある

負担大きめの配慮 判断のポイント：読み上げ

- 読み上げが必要となる機能障害とその根拠は？

- 判断の際には試験の形態も考慮に入れる

- 実施が難しい場合、代替の方法について相談



負担大きめの配慮 判断のポイント：読み上げ

- 読み上げが必要となる機能障害とその根拠は？

文字認識が難しいことを示す診断（限局性学習症、視覚障害）

見え方に関する医学的な検査結果

「正確に読めないこと」を示す検査結果

- 判断の際には試験の形態も考慮に入れる

- 実施が難しい場合、代替の方法について相談

限局性学習症で、漢字の習得が特に困難 → ルビ振りは？

負担大きめの配慮 判断のポイント:時間延長

- 時間延長が必要となる機能障害とその根拠は？
- 判断の際には試験の形態も考慮に入れる
- 実施が難しい場合、代替の方法について相談



負担大きめの配慮 判断のポイント:時間延長

- 時間延長が必要となる機能障害とその根拠は？

読み書きに時間がかかる(どちらかのみ遅いという場合も)

視覚障害 運動機能障害 限局性学習症

読み書きの遅さを示す検査結果(診断はあまり関係ない?)

- 判断の際には試験の形態も考慮に入れる
 - 読む分量、書く分量
 - 共通テストは「読み」中心 → 書くことを伴う試験では独自判断必須
- 実施が難しい場合、代替の方法について相談
 - 時間をかければ読める(書ける)のか？

読み上げ 代筆 タイピング

負担大きめの配慮 判断のポイント：時間延長

- 時間延長の量はどうする？
- 共通テストは1.3倍が基本
 - 1.5倍は明確な理由が必要
 - 「共通テストで1.3倍だからここでも同様」は不適切
 - 共通テストと形式が異なれば必要な時間は異なる



- 検査で示された遅さの程度
- 高校等での実績
- 他の配慮とのかねあい

判断が難しい例

- 「心配だから」（時間を延長、別室で）
- 状態が変化する

入試における「建設的対話」

- 事前相談では、希望する配慮に対して、認める基準を伝えたい
- 本人は試していない、別の方法についても言及
- 時間的余裕があるなら、追加の根拠を求める
- 時間的余裕がない場合は、提出された根拠だけで判断せざるを得ない
 - 申請の期限は明示
 - 期限後の申請（事故等やむを得ないもの）は可能な限り対応